

10. 家畜等を販売目的で飼養している農業経営体数及び飼養頭羽数（平成17年～平成27年）

経営体数：経営体
 単位 頭数：頭
 羽数：羽

区分 年次	乳用牛						肉用牛						豚						採卵鶏		ブロイラー		栽培きのこ、 この家畜等の 農業経営を 行っている 経営体数				
	飼養 実経営体数	飼養 頭数	2歳以上		2歳未満		飼養 実経営体数	飼養 頭数	子取り用めす牛		肥育中の牛		売る予定の子牛		飼養 実経営体数	飼養 頭数	子取り用めす豚		肥育中の豚		飼養 実経営体数	飼養 羽数		飼養 実経営体数	飼養 羽数		
			飼養 実経営体数	飼養 頭数	飼養 実経営体数	飼養 頭数			飼養 実経営体数	飼養 頭数	飼養 実経営体数	飼養 頭数	飼養 実経営体数	飼養 頭数			飼養 実経営体数	飼養 頭数	飼養 実経営体数	飼養 頭数							
十和田市																											
平成17年	35	713	270	9,560	66	3,945	194	3,548	33	52,926	8	151,260	-	-	57		
平成22年	28	598	27	417	20	181	271	19,275	250	2,534	63	10,727	226	6,014	27	83,911	22	5,055	25	78,856	8	154,348	-	-	86		
平成27年	29	773	210	15,607	48	11,444	163	1,673	13	67,181	4	240,049	-	-	25		
旧十和田市																											
平成17年	29	607	165	7,705	42	3,270	126	3,131	30	52,340	7	151,245	-	-	14		
平成22年	26	547+X	25	374+X	18	173+X	169	17,204	151	1,709	42	10,021	140	5,474	26	58,799+X	21	2,632+X	24	56,167+X	5	154,286	-	-	76		
平成27年	26	714+X	129	606+X	32	248+X	100	353+X	12	16,834+X	2	X	-	-	10		
旧十和田湖町																											
平成17年	6	106	105	1,855	24	675	68	417	3	586	1	15	-	-	43		
平成22年	2	X	2	X	2	X	102	2,071	99	825	21	706	86	540	1	X	1	X	1	X	3	62	-	-	10		
平成27年	3	X	81	X	16	X	63	413	1	X	2	X	-	-	15		

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。
 ②農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。
 ③乳用牛とは、現在搾乳中の牛のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛及びと殺前に一時肥育している乳産牛が該当する。
 ④肉用牛とは、肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。なお、肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分される。
 ⑤子取り用めす牛とは、子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。
 ⑥肥育中の牛とは、自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している牛をいう。
 ⑦売る予定の子牛とは、自ら生産した子牛及び他から購入した子牛で、子牛のまま又は数か月間飼育（育成）してから肥育もと牛として販売する予定で飼養している牛をいう。なお、子牛とは、生後1年未満のものをいう。
 ⑧子取り用めす豚とは、子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
 ⑨肥育中の豚とは、自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
 ⑩採卵鶏とは、卵の販売目的で飼養している採卵鶏をいう。
 ⑪ブロイラーとは、当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷したにわたりをいう。
 ⑫その他の家畜には、馬、羊、やぎ、だちょう、うさぎ、みつばちなどが該当する。なお、平成17年は項目なし。
 ⑬平成17年の「栽培きのこ、その他の家畜等の農業経営を行っている経営体数」については、栽培きのこのみ項目があり、栽培きのこの経営体数とした。
 ⑭「X」は、調査客体の情報保護の観点から、経営内容が類推できないように表示したもの。